

すべての事業者に義務化決定!

消費税「インボイス制度」が導入されます!

～ 業務運営に与える影響とは? ～

すべての事業者で  
ご確認が必要です!

インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、令和5年10月1日からスタートすることが決まっています。

インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求書や領収書などに書くこととなります（登録申請は令和3年10月1日から受付が始まっています!）。

そして、このインボイス制度で最も大きなポイントとなるのが、「登録できるのは課税事業者のみ」、「登録した事業者は必ず消費税の申告をしなければならない」と言うことです。

では、課税事業者ではない小規模な法人や個人事業者は、インボイス制度の開始にあたって、どうすればよいのか?

制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方が円滑に準備を進められるよう、セミナーを開催致します!

このようなことはございませんか?

- インボイス制度なんて聞いたことないなあ…
- インボイスは何から準備すれば良いの?
- 登録しないとどうなるの?
- 免税事業者はどうすれば良いの?
- インボイスって決まった様式で作らないといけないの?
- 毎月引落しだから請求書をもらっていないんだけど…



セミナーにご参加いただき、いまいちどご確認ください!

## ～セミナー開催におけるお知らせとお願い～

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事務局における対応について、お知らせします。

なお、セミナーにご参加される皆様の安全と安心に努めるため、次の事項について、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### <セミナー開催における感染症対策>

- ・マスクの着用（感染防止の観点から講師や職員等実施に関わる者はマスク着用にて執務致します。）
- ・入室時の手洗い又は消毒の実施（受付に消毒液をご用意致します。）
- ・他の参加者等との距離の保持（座席等は、濃厚接触を避け、感染拡大防止に効果的な距離（約2メートル以上）を保つ配置と致します。）
- ・換気の励行（密閉対策として会場内のドアを開放又は空調装置を使用することなどにより、外の空気と会場内の空気を入れ替えを行います。）

### <参加される皆様へのお願い>

- ・受付時には、お名刺を頂戴する場合がありますので、ご準備をお願い致します。
- ・参加前には、体温等の体調チェックをお願い致します。なお、発熱がある場合や風邪の症状がみられる場合には、参加をご遠慮いただくこととなりますので、ご了承ください。
- ・受付時、参加者の体調確認のため、検温の協力をお願い致します。なお、検温の結果、体温が37.5℃以上の場合には、参加をご遠慮いただくこととなりますので、ご了承ください。
- ・ご入室の際は、手洗い又は消毒の実施にご協力ください。
- ・会場では、マスクの着用をお願い致します。なお、体調に異変を来した場合には、無理をせず、職員までお申し出ください。